

## こども誰でも通園制度（仮称）の試行的事業を実施します

こども誰でも通園制度（仮称）は、令和8年度から全国の自治体での実施が予定されています。こども家庭庁が実施する試行的事業の募集に応募したところ、実施自治体として本市が採択されたため、次のとおり試行的事業を実施します。

### 1 こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業（案）

- (1) 対象児童 保育所等に通園していない0歳6カ月～満3歳未満児（要利用者登録）
- (2) 実施施設 保育所（園）、認定こども園  
（公立保育所1カ所、民間保育施設10カ所程度を想定）
- (3) 実施方法 定員の範囲内等で、こども1人当たり月10時間を上限として受け入れを行う
- (4) 利用料金 こども1人1時間当たり300円

### 2 今後の予定

制度の周知期間や準備期間を考慮して、令和6年6月からの開始を予定しています。

令和6年3月 市議会臨時会の予算議決、民間保育関係施設への実施希望調査の実施

令和6年4・5月 市民周知、民間保育関係施設との調整、利用者登録等

令和6年6月 事業実施（～令和7年3月まで）

本件に関するお問い合わせ先

こども施設課 施設管理係

電話 直通 / 027-220-5705